

重要事項説明書(医療)

利用者： _____ 様

株式会社ヒト
訪問看護ステーション Reaf すみよし
(No. _____)

重要事項説明書

(医療保険)

あなた（又はあなたのご家族）が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なくご質問ください。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社ヒト
代表者氏名	代表取締役 今西美枝
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	大阪府門真市南野口町 17-4 電話 06-7494-7494 FAX 06-7501-4883
法人設立年月日	2021 年 10 月 1 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーション Reaf すみよし
医療機関コード	2090922
事業所所在地	〒558-0054 大阪府大阪市住吉区帝塚山東 1-3-33 ヴィラーシュ 帝塚山 201
連絡先・相談担当者名	電話 06-7509-4396 FAX 06-7505-1892 相談担当者 管理者 藤岡 務
事業所の通常の事業の実施地域	大阪市住吉区、大阪市阿倍野区、大阪市住之江区、大阪市東住吉区、 大阪市西成区、堺市北区、堺市堺区

※ 医療保険の指定訪問看護に係る医療機関コードを記載しています。

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	株式会社ヒトが設置する訪問看護ステーション Reaf すみよしにおいて実施する指定訪問看護事業の適正な運営を確保し、円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護の提供を確保することを目的とします。
運営の方針	利用者の心身の特性を踏まえ、療養上妥当かつ適切な指定訪問看護を計画的に行い、日常生活の充実及び心身機能の維持回復を図ります。また、主治の医師との密接な連携を図るとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日まで（ただし、12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く）
営業時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から土曜日まで（ただし、12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く）
サービス提供時間	午前 9 時から午後 5 時まで

※ 上記の営業日・営業時間のほか、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とし、営業日外・サービス提供時間外の対応は相談に応じます。

(5) 事業所の職員体制

職	職務内容	人員数
管理者	1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3 従業員に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	看護師 1 名 (常勤・訪問看護師と兼務)
看護職員 (看護師・准看護師)	1 主治の医師から文書による指示を受け、訪問看護計画書・報告書を作成し、主治の医師との密接な連携を図ります。 2 訪問看護計画に基づきサービスを提供し、利用者・家族に療養上必要な事項を説明・指導します。 3 利用者の病状、心身の状況及び生活環境を把握し、適切な看護を行います。	2.5 名 (常勤 2 名うち 1 名管理者兼務、非常勤 1 名)
事務職員	訪問看護療養費等の請求事務及び通信連絡事務等、事業所運営に必要な事務を行います。	必要に応じて若干名

3 提供するサービスの内容及び費用について

1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治の医師から交付された訪問看護指示書、利用者の希望及び心身の状況等を踏まえ、療養上の目標及び具体的な指定訪問看護の内容等を記載した訪問看護計画を作成します。精神科訪問看護を行う場合は、精神科を担当する主治の医師から交付された精神科訪問看護指示書に基づき、精神科訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 ① 日常生活の看護（清潔ケア・食生活ケア・排泄ケア等） ② 健康状態の観察と助言（バイタルサイン・病状、精神状態、心の健康チェック等） ③ 検査・治療促進のための看護（創傷処置・胃瘻管理・人工肛門・人工膀胱・膀胱留置カテーテル等） ④ 精神科訪問看護（精神状態・生活状況の観察、服薬支援、再発予防、日常生活・社会生活への支援、家族支援等） ⑤ その他、ターミナル・緩和ケア、病状及び主治の医師の指示に応じた看護

2) 看護職員の禁止行為

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他、利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額についての目安（医療保険を利用する場合）

【当事業所の届出・算定対象】精神科訪問看護基本療養費、精神科複数回訪問加算、24 時間対応体制加算、特別管理加算。その他の療養費・加算は、算定要件を満たす場合に関係法令に基づき算定します。

料金表基準：以下は、令和 8 年 6 月 1 日適用の訪問看護療養費（令和 8 年度診療報酬改定）に基づく金額です。利用者負担額は 1 割・2 割・3 割の目安で、公費負担医療、高額療養費その他の制度により実際の負担額が異なる場合があります。

1ー訪問看護基本療養費（1 日につき） （単位：円／回）

項目	条件	利用料	1 割	2 割	3 割
訪問看護基本療養費（Ⅰ）※1	週 3 日目まで	5,550 (5,050)	555 (505)	1,110 (1,010)	1,665 (1,515)
訪問看護基本療養費（Ⅰ）※1	週 4 日目以降	6,550 (6,050)	655 (605)	1,310 (1,210)	1,965 (1,815)
訪問看護基本療養費（Ⅰ）※1	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	5,550	555	1,110	1,665
訪問看護基本療養費（Ⅰ）※1	専門研修を受けた看護師	12,850	1,285	2,570	3,855
訪問看護基本療養費（Ⅱ）※2	同一日に 2 人・週 3 日目まで	5,550 (5,050)	555 (505)	1,110 (1,010)	1,665 (1,515)
訪問看護基本療養費（Ⅱ）※2	同一日に 2 人・週 4 日目以降	6,550 (6,050)	655 (605)	1,310 (1,210)	1,965 (1,815)
訪問看護基本療養費（Ⅱ）※2	同一日に 3～9 人・週 3 日目まで	2,780 (2,530)	278 (253)	556 (506)	834 (759)
訪問看護基本療養費（Ⅱ）※2	同一日に 3～9 人・週 4 日目以降	3,280 (3,030)	328 (303)	656 (606)	984 (909)
訪問看護基本療養費（Ⅱ）※2	同一日に 10～19 人・月 20 日目まで	2,760 (2,520)	276 (252)	552 (504)	828 (756)
訪問看護基本療養費（Ⅱ）※2	同一日に 10～19 人・月 21 日目以降	2,660 (2,420)	266 (242)	532 (484)	798 (726)
訪問看護基本療養費（Ⅱ）※2	同一日に 20～49 人・月 20 日目まで	2,710 (2,470)	271 (247)	542 (494)	813 (741)
訪問看護基本療養費（Ⅱ）※2	同一日に 20～49 人・月 21 日目以降	2,610 (2,370)	261 (237)	522 (474)	783 (711)
訪問看護基本療養費（Ⅱ）※2	同一日に 50 人以上・月 20 日目まで	2,610 (2,370)	261 (237)	522 (474)	783 (711)
訪問看護基本療養費（Ⅱ）※2	同一日に 50 人以上・月 21 日目以降	2,510 (2,270)	251 (227)	502 (454)	753 (681)
訪問看護基本療養費（Ⅱ）※2	理学療法士等・同一日に 2 人	5,550	555	1,110	1,665
訪問看護基本療養費（Ⅱ）※2	理学療法士等・同一日に 3～9 人	2,780	278	556	834
訪問看護基本療養費（Ⅱ）※2	理学療法士等・同一日に 10～19 人・月 20 日目まで	2,760	276	552	828
訪問看護基本療養費（Ⅱ）※2	理学療法士等・同一日に 10～19 人・月 21 日目以降	2,660	266	532	798

項目	条件	利用料	1 割	2 割	3 割
訪問看護基本療養費（Ⅱ）※2	理学療法士等・同一日に 20～49 人・月 20 日目まで	2,710	271	542	813
訪問看護基本療養費（Ⅱ）※2	理学療法士等・同一日に 20～49 人・月 21 日目以降	2,610	261	522	783
訪問看護基本療養費（Ⅱ）※2	理学療法士等・同一日に 50 人以上・月 20 日目まで	2,610	261	522	783
訪問看護基本療養費（Ⅱ）※2	理学療法士等・同一日に 50 人以上・月 21 日目以降	2,510	251	502	753
専門研修を受けた看護師との同行訪問	-	12,850	1,285	2,570	3,855
訪問看護基本療養費（Ⅲ）※3	-	8,500	850	1,700	2,550

（ ）内は准看護師が訪問した場合。

訪問看護基本療養費に係る主な加算 （単位：円／回）

項目	条件	利用料	1 割	2 割	3 割
難病等複数回訪問加算※4	1 日 2 回・同一建物 1～2 人	4,500	450	900	1,350
難病等複数回訪問加算※4	1 日 2 回・同一建物 3～9 人	4,000	400	800	1,200
難病等複数回訪問加算※4	1 日 2 回・同一建物 10～19 人	3,700	370	740	1,110
難病等複数回訪問加算※4	1 日 2 回・同一建物 20～49 人	3,500	350	700	1,050
難病等複数回訪問加算※4	1 日 2 回・同一建物 50 人以上	3,300	330	660	990
難病等複数回訪問加算※4	1 日 3 回以上・同一建物 1～2 人	8,000	800	1,600	2,400
難病等複数回訪問加算※4	1 日 3 回以上・同一建物 3～9 人・月 20 日目まで	7,200	720	1,440	2,160
難病等複数回訪問加算※4	1 日 3 回以上・同一建物 3～9 人・月 21 日目以降	6,900	690	1,380	2,070
難病等複数回訪問加算※4	1 日 3 回以上・同一建物 10～19 人・月 20 日目まで	6,300	630	1,260	1,890
難病等複数回訪問加算※4	1 日 3 回以上・同一建物 10～19 人・月 21 日目以降	5,200	520	1,040	1,560
難病等複数回訪問加算※4	1 日 3 回以上・同一建物 20～49 人・月 20 日目まで	4,800	480	960	1,440
難病等複数回訪問加算※4	1 日 3 回以上・同一建物 20～49 人・月 21 日目以降	3,500	350	700	1,050
難病等複数回訪問加算※4	1 日 3 回以上・同一建物 50 人以上・月 20 日目まで	4,100	410	820	1,230
難病等複数回訪問加算※4	1 日 3 回以上・同一建物 50 人以上・月 21 日目以降	3,000	300	600	900
長時間訪問看護加算※5	-	5,200	520	1,040	1,560
乳幼児加算（6 歳未満）	厚生労働大臣が定める者	1,800	180	360	540
乳幼児加算（6 歳未満）	上記以外	1,400	140	280	420
複数名訪問看護加算※6	他の看護師等・同一建物 1～2 人	4,500 (3,800)	450 (380)	900 (760)	1,350 (1,140)
複数名訪問看護加算※6	他の看護師等・同一建物 3～9 人	4,000 (3,400)	400 (340)	800 (680)	1,200 (1,020)
複数名訪問看護加算※6	その他職員・同一建物 1～2 人	3,000	300	600	900
複数名訪問看護加算※6	その他職員・同一建物 3～9 人	2,700	270	540	810
夜間・早朝訪問看護加算※7	同一建物 1～2 人	2,100	210	420	630
夜間・早朝訪問看護加算※7	同一建物 3～9 人・月 15 日目まで	2,100	210	420	630
夜間・早朝訪問看護加算※7	同一建物 3～9 人・月 16 日目以降	1,900	190	380	570
深夜訪問看護加算※8	同一建物 1～2 人	4,200	420	840	1,260
深夜訪問看護加算※8	同一建物 3～9 人・月 15 日目まで	4,200	420	840	1,260
深夜訪問看護加算※8	同一建物 3～9 人・月 16 日目以降	4,000	400	800	1,200
緊急訪問看護加算	月 14 日目まで	2,650	265	530	795
緊急訪問看護加算	月 15 日目以降	2,000	200	400	600

※1 訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づきサービスを提供した場合の基本療養費です。
 ※2 同一建物に居住する複数の利用者へ同一日に訪問看護を提供した場合の療養費です。
 ※3 入院中の利用者が、主治医から在宅療養に備えて一時的に外泊を認められた場合に、所定の回数に限り算定します。
 ※4 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者又は特別訪問看護指示書期間の利用者に対して、1 日 2 回以上の訪問が必要な場合に算定します。
 ※5 対象者及び算定回数には要件があります（15 歳未満の超重症児・準超重症児、別表第八に掲げる者、特別訪問看護指示書又は精神科特別訪問看護指示書に係る者等）。
 ※6 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に対して、看護職員が同時に複数の看護職員等とサービス提供を行う場合に算定します。
 ※7 夜間（午後 6 時～午後 10 時）又は早朝（午前 6 時～午前 8 時）にサービス提供を行う場合です。

※8 深夜（午後 10 時～翌午前 6 時）にサービス提供を行う場合です。なお、複数名訪問看護加算・夜間早朝・深夜加算は、同一建物 10 人以上の場合に別の人数・日数区分があります。該当時は令和 8 年 6 月適用の告示額により算定します。

2ー精神科訪問看護基本療養費（1 日につき）（単位：円／回）

項目	条件	利用料	1 割	2 割	3 割
精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）※1	週 3 日目まで・30 分以上	5,550 (5,050)	555 (505)	1,110 (1,010)	1,665 (1,515)
精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）※1	週 3 日目まで・30 分未満	4,250 (3,870)	425 (387)	850 (774)	1,275 (1,161)
精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）※1	週 4 日目で降・30 分以上	6,550 (6,050)	655 (605)	1,310 (1,210)	1,965 (1,815)
精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）※1	週 4 日目で降・30 分未満	5,100 (4,720)	510 (472)	1,020 (944)	1,530 (1,416)
精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）※2	同一日に 2 人・週 3 日目まで・30 分以上	5,550 (5,050)	555 (505)	1,110 (1,010)	1,665 (1,515)
精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）※2	同一日に 2 人・週 3 日目まで・30 分未満	4,250 (3,870)	425 (387)	850 (774)	1,275 (1,161)
精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）※2	同一日に 2 人・週 4 日目で降・30 分以上	6,550 (6,050)	655 (605)	1,310 (1,210)	1,965 (1,815)
精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）※2	同一日に 2 人・週 4 日目で降・30 分未満	5,100 (4,720)	510 (472)	1,020 (944)	1,530 (1,416)
精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）※2	同一日に 3～9 人・週 3 日目まで・30 分以上	2,780 (2,530)	278 (253)	556 (506)	834 (759)
精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）※2	同一日に 3～9 人・週 3 日目まで・30 分未満	2,130 (1,940)	213 (194)	426 (388)	639 (582)
精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）※2	同一日に 3～9 人・週 4 日目で降・30 分以上	3,280 (3,030)	328 (303)	656 (606)	984 (909)
精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）※2	同一日に 3～9 人・週 4 日目で降・30 分未満	2,550 (2,360)	255 (236)	510 (472)	765 (708)
精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）※2	同一日に 10～19 人・月 20 日目まで・30 分以上	2,760 (2,520)	276 (252)	552 (504)	828 (756)
精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）※2	同一日に 10～19 人・月 20 日目まで・30 分未満	2,110 (1,930)	211 (193)	422 (386)	633 (579)
精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）※2	同一日に 10～19 人・月 21 日目で降・30 分以上	2,660 (2,420)	266 (242)	532 (484)	798 (726)
精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）※2	同一日に 10～19 人・月 21 日目で降・30 分未満	2,010 (1,830)	201 (183)	402 (366)	603 (549)
精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）※2	同一日に 20～49 人・月 20 日目まで・30 分以上	2,710 (2,470)	271 (247)	542 (494)	813 (741)
精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）※2	同一日に 20～49 人・月 20 日目まで・30 分未満	2,070 (1,890)	207 (189)	414 (378)	621 (567)
精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）※2	同一日に 20～49 人・月 21 日目で降・30 分以上	2,610 (2,370)	261 (237)	522 (474)	783 (711)
精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）※2	同一日に 20～49 人・月 21 日目で降・30 分未満	1,970 (1,790)	197 (179)	394 (358)	591 (537)
精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）※2	同一日に 50 人以上・月 20 日目まで・30 分以上	2,610 (2,370)	261 (237)	522 (474)	783 (711)
精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）※2	同一日に 50 人以上・月 20 日目まで・30 分未満	1,990 (1,810)	199 (181)	398 (362)	597 (543)
精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）※2	同一日に 50 人以上・月 21 日目で降・30 分以上	2,510 (2,270)	251 (227)	502 (454)	753 (681)
精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）※2	同一日に 50 人以上・月 21 日目で降・30 分未満	1,890 (1,710)	189 (171)	378 (342)	567 (513)
精神科訪問看護基本療養費（Ⅳ）※3	-	8,500	850	1,700	2,550

精神科訪問看護に係る主な加算（単位：円／回）

項目	条件	利用料	1 割	2 割	3 割
長時間精神科訪問看護加算※4	-	5,200	520	1,040	1,560

項目	条件	利用料	1 割	2 割	3 割
複数名精神科訪問看護加算※5	他の看護師等・1日1回・同一建物1～2人	4,500 (3,800)	450 (380)	900 (760)	1,350 (1,140)
複数名精神科訪問看護加算※5	他の看護師等・1日1回・同一建物3～9人	4,000 (3,400)	400 (340)	800 (680)	1,200 (1,020)
複数名精神科訪問看護加算※5	他の看護師等・1日2回・同一建物1～2人	9,000 (7,600)	900 (760)	1,800 (1,520)	2,700 (2,280)
複数名精神科訪問看護加算※5	他の看護師等・1日2回・同一建物3～9人	8,100 (6,800)	810 (680)	1,620 (1,360)	2,430 (2,040)
複数名精神科訪問看護加算※5	他の看護師等・1日3回以上・同一建物1～2人	14,500 (12,400)	1,450 (1,240)	2,900 (2,480)	4,350 (3,720)
複数名精神科訪問看護加算※5	他の看護師等・1日3回以上・同一建物3～9人	13,000 (11,200)	1,300 (1,120)	2,600 (2,240)	3,900 (3,360)
複数名精神科訪問看護加算※5	看護補助者等・同一建物1～2人	3,000	300	600	900
複数名精神科訪問看護加算※5	看護補助者等・同一建物3～9人	2,700	270	540	810
精神科複数回訪問加算	1日2回・同一建物1～2人	4,500	450	900	1,350
精神科複数回訪問加算	1日2回・同一建物3～9人	4,000	400	800	1,200
精神科複数回訪問加算	1日2回・同一建物10～19人	3,700	370	740	1,110
精神科複数回訪問加算	1日2回・同一建物20～49人	3,500	350	700	1,050
精神科複数回訪問加算	1日2回・同一建物50人以上	3,300	330	660	990
精神科複数回訪問加算	1日3回以上・同一建物1～2人	8,000	800	1,600	2,400
精神科複数回訪問加算	1日3回以上・同一建物3～9人・月20日目まで	7,200	720	1,440	2,160
精神科複数回訪問加算	1日3回以上・同一建物3～9人・月21日目以降	6,900	690	1,380	2,070
精神科複数回訪問加算	1日3回以上・同一建物10～19人・月20日目まで	6,300	630	1,260	1,890
精神科複数回訪問加算	1日3回以上・同一建物10～19人・月21日目以降	5,200	520	1,040	1,560
精神科複数回訪問加算	1日3回以上・同一建物20～49人・月20日目まで	4,800	480	960	1,440
精神科複数回訪問加算	1日3回以上・同一建物20～49人・月21日目以降	3,500	350	700	1,050
精神科複数回訪問加算	1日3回以上・同一建物50人以上・月20日目まで	4,100	410	820	1,230
精神科複数回訪問加算	1日3回以上・同一建物50人以上・月21日目以降	3,000	300	600	900
夜間・早朝訪問看護加算※6	同一建物1～2人	2,100	210	420	630
夜間・早朝訪問看護加算※6	同一建物3～9人・月15日目まで	2,100	210	420	630
夜間・早朝訪問看護加算※6	同一建物3～9人・月16日目以降	1,900	190	380	570
深夜訪問看護加算※7	同一建物1～2人	4,200	420	840	1,260
深夜訪問看護加算※7	同一建物3～9人・月15日目まで	4,200	420	840	1,260
深夜訪問看護加算※7	同一建物3～9人・月16日目以降	4,000	400	800	1,200
精神科緊急訪問看護加算	月14日目まで	2,650	265	530	795
精神科緊急訪問看護加算	月15日目以降	2,000	200	400	600

（ ）内は准看護師が訪問した場合。

- ※1 精神科訪問看護指示書及び精神科訪問看護計画書に基づきサービスを提供した場合の基本療養費です。
- ※2 同一建物に居住する複数の利用者へ同一日に精神科訪問看護を提供した場合の療養費です。
- ※3 入院中の利用者が、主治医から在宅療養に備えて一時的に外泊を認められた場合に、所定の回数に限り算定します。
- ※4 1回の訪問看護の時間が1時間30分を超える場合に算定します。
- ※5 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に対して、看護職員が同時に複数の看護職員等とサービス提供を行う場合に算定します。
- ※6 夜間（午後6時～午後10時）又は早朝（午前6時～午前8時）にサービス提供を行う場合です。
- ※7 深夜（午後10時～翌午前6時）にサービス提供を行う場合です。 なお、複数名精神科訪問看護加算・夜間早朝・深夜加算は、同一建物10人以上の場合に別の人数・日数区分があります。該当時は令和8年6月適用の告示額により算定します。

3ーア 訪問看護管理療養費（1日につき）（単位：円／回）

項目	条件	利用料	1 割	2 割	3 割
訪問看護管理療養費	月の初日の訪問（機能強化型以外）	7,710	771	1,542	2,313
訪問看護管理療養費	月の2日目以降・単一建物20人未満	3,010	301	602	903
訪問看護管理療養費	月の2日目以降・単一建物20～49人・月15日目まで	2,510	251	502	753
訪問看護管理療養費	月の2日目以降・単一建物20～49人・月16～24日目	2,310	231	462	693
訪問看護管理療養費	月の2日目以降・単一建物20～49人・月25日目以降	2,210	221	442	663
訪問看護管理療養費	月の2日目以降・単一建物50人以上・月15日目まで	2,410	241	482	723
訪問看護管理療養費	月の2日目以降・単一建物50人以上・月16～24日目	2,210	221	442	663

項目	条件	利用料	1 割	2 割	3 割
訪問看護管理療養費	月の 2 日目以降・単一建物 50 人以上・月 25 日目以降	2,010	201	402	603
退院時共同指導加算	適応時	8,000	800	1,600	2,400
退院支援指導加算	長時間の場合	8,400	840	1,680	2,520
退院支援指導加算	上記以外	6,000	600	1,200	1,800
在宅患者連携指導加算	適応時／月 1 回	3,000	300	600	900
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	適応時／月 2 回まで	2,000	200	400	600
訪問看護医療 DX 情報活用加算	届出・要件該当時／月 1 回	50	5	10	15
訪問看護医療情報連携加算	届出・要件該当時／月 1 回	1,000	100	200	300
特別管理指導加算	適応時	2,000	200	400	600
特別管理加算	重症度等の高い利用者	5,000	500	1,000	1,500
特別管理加算	上記以外	2,500	250	500	750
24 時間対応体制加算	看護業務の負担軽減の取組あり	6,800	680	1,360	2,040
24 時間対応体制加算	上記以外	6,520	652	1,304	1,956

※ 訪問看護管理療養費は、月の初日・2 日目以降、単一建物居住利用者数及び月内の訪問日数等に応じて令和 8 年 6 月から区分が見直されています。
 上表は機能強化型以外の訪問看護ステーションの金額です。

3ーイ 訪問看護情報提供療養費等 （単位：円／回）

項目	条件	利用料	1 割	2 割	3 割
訪問看護ターミナルケア療養費 1	-	25,000	2,500	5,000	7,500
訪問看護ターミナルケア療養費 2	-	10,000	1,000	2,000	3,000
訪問看護情報提供療養費 1・2・3	該当時	1,500	150	300	450
訪問看護物価対応料 1	月の初日の訪問	60	6	12	18
訪問看護物価対応料 1	月の 2 日目以降の訪問	20	2	4	6
訪問看護ベースアップ評価料（1）	届出・算定要件該当時	1,050	105	210	315

4 その他の費用について

交通費	通常の事業の実施地域内は、原則として交通費をいたしません。通常の事業の実施地域を越えて自動車を使用する場合、実施地域を越えてから片道 5km 未満は無料、片道 5km 以上は 1,000 円を請求します。
キャンセル料	利用者又はその家族が正当な理由なく訪問看護をキャンセルした場合、キャンセルした時期に応じて自己負担額相当のキャンセル料を徴収する場合があります。ただし、急病、入院、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

5 利用料、利用者負担額（医療保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法

① 請求方法等	ア 利用料、利用者負担額及びその他の費用はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求します。 イ 請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 10 日までに利用者あてにお届け（郵送等）します。
② 支払い方法等	ア サービス提供記録の利用者控え等と内容を照合のうえ、請求月の末日までに、次のいずれかの方法によりお支払いください。 （ア）事業者指定口座への振り込み 金融機関名：大阪信用金庫 支店名：森小路支店 預金種目：普通 口座番号：0244410 口座名義：株式会社ヒト 代表取締役 今西 美枝 （イ）利用者指定口座からの自動振替 （ウ）現金支払い イ お支払いの確認後、領収書を交付します。領収書は医療費控除等に必要となる場合がありますので保管してください。

※ 正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 か月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いがない場合には、契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

相談担当者氏名	管理者 藤岡 務
連絡先	電話 06-7509-4396 FAX 06-7505-1892

受付日及び受付時間	月曜日から土曜日まで（12月30日から1月3日を除く） 午前8時30分から午後5時30分まで
-----------	---

※ 利用者のご希望をできるだけ尊重して調整しますが、事業所の人員体制等によりご希望に添えない場合があります。

7 サービスの提供にあたって

- 1) サービス提供に先立ち、電子資格確認、資格確認書その他法令で認められた方法により、医療保険による指定訪問看護を受ける資格を確認します。資格情報、住所、公費負担医療の受給資格等に変更があった場合は、速やかに当事業所へお知らせください。
- 2) 主治の医師から文書による指示を受け、利用者及び家族の意向を踏まえて訪問看護計画を作成し、その内容を分かりやすく説明します。
- 3) サービス提供は訪問看護計画に基づいて行います。利用者の心身の状況や意向等の変化により、必要に応じて計画を変更します。
- 4) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は事業者が行いますが、実際の提供にあたっては利用者の心身の状況や意向に十分配慮します。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定します。 責任者：管理者 藤岡 務
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を従業員に周知徹底します。
- (3) 虐待防止のための指針を整備します。
- (4) 従業員に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (5) サービス提供中に、事業所従業員又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村その他関係機関へ通報・相談します。

9 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者本人又は他人の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、必要最小限の範囲で行うことがあります。その場合は、身体的拘束等を行った日時、理由、態様、利用者の心身の状況等を記録します。

- (1) 緊急性：直ちに身体的拘束等を行わなければ、生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性：身体的拘束等以外に危険を防止する方法がない場合に限ります。
- (3) 一時性：危険が及ぶおそれなくなった場合は、直ちに身体的拘束等を解除します。

10 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持	事業者及び従業員は、サービス提供上知り得た利用者及び家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この義務は契約終了後も継続します。事業者は、従業員でなくなった後も秘密を保持すべき旨を雇用契約等に定めます。
② 個人情報の保護	事業者は「個人情報の保護に関する法律」及び医療・介護関係事業者向けガイダンス等を遵守します。利用者又は家族の個人情報を関係者との会議等で使用する場合は、あらかじめ文書で同意を得ます。記録物は適切に管理し、利用者から開示・訂正等の求めがあった場合は、法令及び利用目的の範囲内で適切に対応します。

11 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師へ連絡し指示を求める等の必要な措置を講じるとともに、利用者があらかじめ指定する連絡先にも連絡します。主治の医師への連絡が困難な場合は、必要に応じて緊急搬送等の措置を講じます。

家族等緊急連絡先	氏名： 続柄： 電話： 携帯：
主治医	医療機関名： 医師氏名： 電話：

12 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、利用者が加入する医療保険者、利用者の家族等、必要な関係機関に連絡するとともに、必要な措置を講じます。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。また、事故の原因を分析し、再発防止策を講じます。

損害賠償保険	保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
	保険名	介護事業者賠償責任補償
	補償の概要	介護サービス事業者賠償責任保険

13 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

14 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、服薬状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めます。

15 保健医療サービス提供者等との連携

指定訪問看護の提供に当たり、主治の医師及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。主治の医師には訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、サービス終了時には必要な情報提供を行います。

16 サービス提供の記録

1. 指定訪問看護の実施ごとに、訪問日、提供した看護内容、利用者の状態その他必要な事項を記録します。
2. 主治の医師による指示の文書、訪問看護計画書、訪問看護報告書及びサービス提供記録等を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存します。
3. 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求できます。

17 衛生管理等

1. 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
2. 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
3. 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催し、指針を整備するとともに、従業者への研修及び訓練を定期的実施します。

18 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ・利用者及び家族からの相談・苦情を受け付ける常設窓口を設置し、相談担当者を置きます。
- ・相談及び苦情の内容を記録し、担当者が不在の場合でも確実に引き継ぐ体制を整えます。
- ・必要に応じて訪問等により状況を確認し、管理者が事実関係を確認した上で対応を検討します。
- ・必要な関係者への連絡調整を行い、利用者へ対応方法を含めた結果を報告します。時間を要する場合も、その旨を速やかに連絡します。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】	訪問看護ステーション Reaf すみよし 管理者 藤岡 務 〒558-0054 大阪府大阪市住吉区帝塚山東 1-3-33 ヴィラージュ帝塚山 201 電話 06-7509-4396 FAX 06-7505-1892 受付：月～土（12/30～1/3 除く）8:30～17:30
【加入する医療保険者等の窓口】	全国健康保険協会、健康保険組合、後期高齢者医療広域連合等、利用者が加入する保険者の窓口 所在地： 電話： FAX：
【行政の相談窓口】	近畿厚生局（大阪府においては指導監査関係部署） 所在地・電話番号・受付時間等は、最新の近畿厚生局の案内により確認します。

19 ハラスメント対策について

サービス利用契約中に、利用者又は家族等による暴力・ハラスメント行為があった場合は、サービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は契約を解除することがあります。例：叩く、蹴る、暴言で威嚇する、怒鳴る、身体を押さえつける、性的な発言をする、叫ぶ・大声を出す等。

20 業務継続計画の策定等について

- （1）感染症や非常災害の発生時においても指定訪問看護の提供を継続し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画（BCP）を策定し、必要な措置を講じます。
- （2）従業者に対し、業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- （3）定期的に業務継続計画を見直し、必要に応じて変更します。

21 重要事項の掲示等について

この重要事項説明書の概要等については、事業所の見やすい場所に掲示するとともに、関係法令に基づき、原則としてウェブサイト等に掲載・公表します。

令和 年 月 日

訪問看護サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者	所在地	大阪府門真市南野口町 17-4
	法人名	株式会社ヒト
	代表者名	代表取締役 今西美枝
	事業所名	訪問看護ステーション Reaf すみよし
	説明者氏名	管理者 藤岡 務

私は、以上の契約の内容及び重要事項、利用料金等について説明を受け、内容を確認しました。

利用者	住所 〒
	氏名
代理人 (該当時)	住所 〒
	氏名 利用者との続柄 ()

上記署名は、(続柄：)が代行しました。

【料金表の基準】本書の療養費・加算額は、令和 8 年 6 月 1 日適用の「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法」（令和 8 年度診療報酬改定後）に基づき作成しています。実際の算定は、利用者の状態、訪問回数、同一建物居住利用者数、公費負担医療の適用及び当事業所の届出状況等により異なります。